

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別支援教育就学奨励費の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市教育委員会は、特別支援教育就学奨励費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市教育委員会

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費の交付に関する事務
②事務の概要	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に鑑み、岡崎市立の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者又は、校内教育支援委員会の判断により学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当するとされた、岡崎市立の小中学校における通常の学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減及び、特別支援教育の振興を図ることを目的とし、岡崎市特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき、特別支援教育就学奨励費として学用品費・学校給食費等の一部を支給する。</p> <p>特別支援教育就学奨励費の交付に関する事務として以下の事務を行う。 (1) 保護者からの申請に基づき、所得情報と突合し特別支援教育就学奨励費の支給内容を区別する基準となる支弁区分を決定する。 (2) 支弁区分に基づき、学用品費・学校給食費・修学旅行費・通学費等を支給する。 (3) 特別支援教育就学奨励費受給対象者の転校等による異動を管理する。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 (1) 保護者からの申請に基づき、所得情報と突合し特別支援教育就学奨励費の支給内容を区別する基準となる支弁区分を決定する。</p>
③システムの名称	1 就学援助システム 2 中間サーバー 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 宛名管理システム 5 データ連携基盤(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第2項 ・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岡崎市条例第50号)第4条第1項 別表第1の18の項 ・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成31年岡崎市規則第27号)第19条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号  【情報提供の根拠】 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局学校指導課
②所属長の役職名	学校指導課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市教育委員会事務局学校指導課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市教育委員会事務局学校指導課(0564-23-6690)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	3法令上の根拠	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 18の項	番号利用法第9条第2項 条例施行規則第2条第18項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 18の項	事後	
平成30年3月23日	4①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 番号利用法第19条8号	事後	
平成30年3月23日	5②所属長	学校指導課長 伊豫田 守	学校指導課長 児玉 洋行	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年6月1日法律第144号)の趣旨に鑑み、岡崎市立の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者又は、校内就学指導委員会の判断により学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当するとされた、岡崎市立の小中学校における通常の学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減及び、特別支援教育の振興を図ることを目的とし、岡崎市特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき、特別支援教育就学奨励費として学用品費・学校給食費等の一部を支給する。  特別支援教育就学奨励費の交付に関する事務として以下の事務を行う。 (1) 保護者からの申請に基づき、所得情報と突合し特別支援教育就学奨励費の支給内容を区別する基準となる支弁区分を決定する。 (2) 支弁区分に基づき、学用品費・学校給食費・修学旅行費・通学費等を支給する。 (3) 特別支援教育就学奨励費受給対象者の転校等による異動を管理する。  特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 (1) 保護者からの申請に基づき、所得情報と突合し特別支援教育就学奨励費の支給内容を区別する基準となる支弁区分を決定する。	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に鑑み、岡崎市立の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者又は、校内教育支援委員会の判断により学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当するとされた、岡崎市立の小中学校における通常の学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減及び、特別支援教育の振興を図ることを目的とし、岡崎市特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき、特別支援教育就学奨励費として学用品費・学校給食費等の一部を支給する。  特別支援教育就学奨励費の交付に関する事務として以下の事務を行う。 (1) 保護者からの申請に基づき、所得情報と突合し特別支援教育就学奨励費の支給内容を区別する基準となる支弁区分を決定する。 (2) 支弁区分に基づき、学用品費・学校給食費・修学旅行費・通学費等を支給する。 (3) 特別支援教育就学奨励費受給対象者の転校等による異動を管理する。  特定個人情報ファイルは以下の事務において使用する。 (1) 保護者からの申請に基づき、所得情報と突合し特別支援教育就学奨励費の支給内容を区別する基準となる支弁区分を決定する。	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第2項 条例施行規則第2条第18項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 18の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第2項 ・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岡崎市条例第50号)第4条第1項 別表第1の18の項 ・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成31年岡崎市規則第27号)第19条	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 番号利用法第19条8号	番号利用法第19条第8号	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	学校指導課長 児玉 洋行	学校指導課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市教育委員会事務局学校指導課(0564-23-6513)	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市教育委員会事務局学校指導課(0564-23-6690)	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)	-	[○]提供・移転しない	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	-	[○]接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	十分である	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目1、対象 人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目2、対象 人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正であり、事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第9号	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号  【情報提供の根拠】 情報提供なし	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱人数 いつの時点の計測か	令和2年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計測か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	